代理店経営情報

シンニチ代理店版

社員の目標設定は、代理店の成長において重要な課題です。しかし、正しい目標を設定する力は一朝一夕で身につくものではなく、多くの社員が苦手としています。そこで求められるのは、社員が自身で正しい目標を設定できるようにサポートする姿勢です。そこで、目標設定に悩む社員を成長させ、組織を強化するための具体的なアプローチを考察します。

目標設定できない社員をどうする!?

目標を達成できない社員

保険代理店が持続的に成長するためには、全ての社員が適切な目標を設定し、それを達成していくことが欠かせません。しかし、社員の目標設定には多くの課題が伴います。例えば、ある経営者は次のような悩みを抱えています。

「半期の目標未達成を受け、挽回のための新たな目標を提案したところ、社員から『それは無理です。押し付けられているだけで自分の目標とは思えません』と反発されてしまいました。または、『後半に頑張ります!』と口では言うものの、結局他人事のように行動しないケースもあります。このままでは会社として目標未達を放置するわけにもいきませんが、社員のやる気を削ぐことなく、目標を向き合わせるにはどうすればよいのでしょうか?」

目標設定の技術

こうした状況では、適切な目標を立てられるスキル、向き合えるスキルを育成する「成長支援型の介入」が効果的です。目標設定の技術とは、求められる成果を明確に認識し、逆算して達成プロセスを構築する力を指します。このスキルを持つ社員は多くありませんが、重要なのは、単に「その対応は間違いだ」と否定するのではなく、社員自身が正しく目標に向き合えるように導くことです。

正否のジャッジや一方的な押し付けは、社員の成長意欲を損ないかねません。それどころか、会社への不信感や離職リスクを高める恐れもあります。そのため、社員を支援しながら適切に目標と向き合えるように支援することが不可欠です。

長期目線が成功のカギ

また、成長支援の際には、過保護に思えても「スモールステップで、段階的にトレーニングする」という意識も大切です。最初から100点の結果を求めるのは、正解を押し付けるのと同じこと。最初は30点程度の出来を目指し、「できた」という達成感も味わってもらいながら徐々に精度を高めていく。中には「自分は一切介入されたくない」と反発を示す社員もいるかもしれませんが、その場合も「上長や経営者とすり合わせながら目標を設定するトレーニング」を行うと考え、なぜ修正が必要なのかを話し合いながら少しずつ練習を重ねるのが得策です。

目標設定のトレーニングが組織を変える

トレーニングに要する期間には個人差もありますが、不慣れな人でも2~3年あれば正しい目標を立てる力が身についてきます。もし、全員が適切な目標を設定できるようになったなら、一人ひとりの変化は小さくとも、組織全体は大きな進化を遂げるでしょう。さらに、正しい目標を立てられると会社に貢献している実感も得やすくなるため、社員の働き甲斐や会社への愛着も増していきます。これもまた大きな成果といえます。手間をかけてでもトレーニングを行う意味はここにあります。

ぜひ、長期的な視点で目標設定のための成長支援に取り組んでみてください。きっとその先に、社員が自ら成長に向かって前進していく強い組織を実現できるはずです。

目標設定の支援ポイント

①成長支援型の介入

②長期視点でのスモールステップトレーニング

社長が3か月不在でも持続成長する代理店を目指す!

誰も教えなかった! 142

保険代理店が「家業」から「企業」になる方法 シリーズ3

株式会社ブレインマークス
代表取締役 安東 邦彦

【プロフィール】
保険代理店が持続的に成長するための組織化、経営の仕組みづくりを支援するコンサルタント。
著書:『社長が3ヶ月不在でも成長する会社のつくり方』
運営組織:プロ代理店経営アカデミー
https://www.brain-marks.com

知ってトクする 1239 税務情報

相続時精算課税の災害特例

相続時に加算されるその土地・建物の価額を減額

相続時精算課税を適用して贈与された「土地」や「建物」が令和6年分以後の災害によって被害を受けた場合、相続財産に加算するその土地や建物の価額を減額できる特例(以下、「相続時精算課税の災害特例」)が令和5年度税制改正において、創設されています。今回はこれについて紹介します。

■令和6年1月1日以降に発生した災害での被害

相続時精算課税の災害特例とは、相続時精算課税を適用した贈与によって取得した「土地」または「建物」が、令和6年1月1日以降の災害によって「一定の被害」を受けた場合に、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算される土地や建物の価額を、「贈与時の価額」ではなく「災害により被害を受けた部分に対応するものとして計算した価額」を控除した残額にできる特例のことです(租税特別措置法第70条の3の3第1項)。

相続時精算課税による贈与を受けた場合、相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額は、特定贈与者の相続財産に持ち戻して相続税が課税されます。

相続時精算課税を適用して土地や建物を贈与することも可能ですが、贈与後に災害が発生して土地や建物に被害があったとしても、原則として「贈与時の価額」による持ち戻しがされてきました。

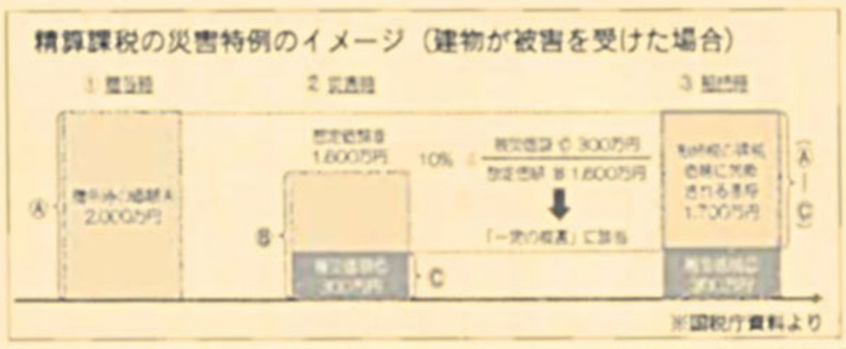

これが、相続時精算課税の災害特例が創設されたことで、一定の要件を満たした場合は、「災害により被害を受けた部分に対応するものとして計算した価額」を控除した残額が、相続財産に持ち戻しされることとなります。

・相続税の課税価格に算入される土地または建物の価額=土地または建物の贈与時の価額−被災価額

被災価額は、被害を受けた部分の価額(原状回復費用など)から保険金、損害賠償金その他これらに類するもの(以下「保険金等」)により補てんされる金額を控除した金額となります。土地は贈与の時における価額、建物は災害発生日における想定価額が限度とされています。

・想定価額=建物の贈与の時における価額×(災害発生日における建物の残存使用可能年数÷贈与日における建物の残存使用可能年数)

また、「被災価額」を計算する時点で、保険金等により補てんされる金額が確定していない場合もあり、この場合には、「被害を受けた部分の価額」から保険金等により補てんされる金額の見積額を差し引いて「被災価額」を計算することとなります。

■特例の適用を受けるための要件

相続時精算課税の災害特例を適用するためには、以下の要件を満たす必要があります。

なお、相続時精算課税の災害特例の対象となる災害とは、震災や風水害などの自然現象の異変による災害や、火災などの人為による異常な災害とされています。

①災害により被害を受けた土地または建物が、相続時精算課税の適用を受けた贈与により取得したものであること

②災害により受けた被害が「物理的な損失」であること
災害による土地の地価の下落などは「経済的な損失」となるため、本特例の対象外となります。

③土地または建物の贈与を受けた日からその贈与をした特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に災害により被害を受けたこと

④相続時精算課税適用者が、災害により被害を受けた土地または建物をその贈与を受けた日から災害発生日まで継続して所有していること

⑤次に掲げる財産の区分に応じ、それぞれ次に定める割合が10分の1以上となる被害を受けたこと
・土地の場合:土地の贈与の時における価額のうちにその土地に係る被災価額の占める割合
・建物の場合:建物の想定価額のうちにその建物に係る被災価額の占める割合

⑥相続時精算課税適用者が災害により被害を受けた土地または建物の取得に係る贈与税について、災害減免法の適用を受けていないこと

■特例の適用を受けるための手続き

この特例の適用を受けるためには、災害発生日から3年を経過する日までに、「災害による被害額や保険金などにより補てんされる金額などの事項を記載した「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書」に「り災証明書」など一定の書類を添付して、その相続時精算課税適用者の贈与税の納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

なお、承認を受けた後に、保険金の支払いを受けたことなどにより被災価額に異動が生ずる場合には、遅滞なく、異動が生ずる事由等を記載した届出書等を所轄税務署長に提出する必要があります。この異動後の被災価額に基づき被災割合を計算した結果、被災割合が10分の1未満となる場合には、この特例の適用はできないこととなります。